

平成29年度第8回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成29年11月6日(月)

午前9時から

場 所 市役所低層棟4階 職員控室

1 個人情報取扱事務について(公開)

報告事項

- ・野田市婚活イベント実施に関する事務の事務開始届(企画調整課)

2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて(公開)

- ・野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案について

個人情報保護審議依頼書

野企企第182号
平成29年11月6日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第11条第3項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	野田市婚活イベント実施に関する事務
担当課等の名称	企画財政部企画調整課
開始・ 変更 年月日	平成29年11月6日
審議依頼事項	条例第11条第1項関係 個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理（以下「電子計算機処理」という。）を行うこと。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	

10

野田市婚活イベント実施に関する事務について

- 1 市は、イベント参加申込書の提出を受ける。
- 2 市は、要件を審査し、イベント参加の可否を決定する。なお、申込者多数の場合は抽選による。
- 3 市は、イベントの実施を受託する者（以下「受託者」という。）に参加者の情報を渡す。
- 4 市は、参加者からプロフィールカード（イベント時に異性の参加者と会話する際に使用する。イベント後廃棄する。）の提出を受け、受託者に渡す。
- 5 受託者は、イベントを実施し、終了後速やかに情報を廃棄する。
- 6 市は、当該イベント参加をきっかけに婚姻した参加者（イベント終了後3年以内に婚姻した者に限る。）から婚姻の報告を受ける。

野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的) 第1条 この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、野田市(以下「市」という。)が保有する個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>【摘要】 この条例は、個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機結合の制限、自己情報コントロール権等を規定し、個人情報の適正な取扱いを徹底することにより「みだりに他人に知られない権利」という伝統的なプライバシーの保護に加えて、何人にも、自己に関する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求を請求する権利を保障するとともに、権利の行使のための情報を周知することにより「自己の個人情報の流れを自ら管理する(自己情報のコントロール)」という現代的、積極的なプライバシーの保護を目指すものである。 この条例による個人情報保護制度の運用に当たっては、この意義を十分認識しなければならない。</p> <p>◎ 次の8原則にのっとり、個人情報の重要性を意識して日々の職務に当たらなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 個人情報を取り扱う事務の目的(以下「事務の目的」という。)を明確にして、必要な範囲内において個人情報を収集すること。 ⇒ 条例第7条第1項(収集目的の明確化)</p> <p>2 事務の目的以外に個人情報の利用や提供をしてはならない。 ⇒ 条例第9条(利用及び提供の制限) 第9条の2(特定個人情報の利用の制限)</p> </div>	<p>(目的) 第1条 この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、野田市(以下「市」という。)が保有する個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>【趣旨】 本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、この条例の解釈の指針となるものである。各条文の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。</p> <p>【解釈】 (1) 「個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定める」とは、個人情報保護の基本原則とされている収集の制限、利用の制限、個人参加、適正管理及び責任明確化の5原則を踏まえ、個人情報を保護するための基準や手続を、この条例に定めることをいう。 (2) 「個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利」とは、本市の保有する自己の個人情報について、本人が開示を請求する権利、本人の個人情報に事実の誤りがある場合にその訂正を請求する権利及び本人の個人情報の利用停止を請求する権利を、この条例により創設することをいう。 (3) 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要がある個人の権利利益一般をいう。個人情報の取扱いに伴うものであれば、一般に個人のプライバシーに属するとされている精神的、人格的な権利利益のほか、社会生活上の権利利益も含まれる。 (4) 「市政の適正かつ公正な運営を図る」とは、この条例は、個人情報の保護を通じて、個人の権利利益を保護することが第一義的な目的であるが、同時に、市の機関が個人情報をこの条例の規定に基づいて適正に取り扱うとともに、本人開示、訂正請求及び利用停止</p>

⇒ 新規の事務の実施に当たっては、そもそも個人情報を収集する必要があるか、必要である場合は、どのような目的で、どの範囲の個人情報が必要であるかを十分検討し、個人情報事務取扱登録簿（以下「登録簿」という。）を作成すること。

⇒ 人事異動等により、既存の事務の担当となった場合には、登録簿により、どのような目的で、どの範囲の情報を取り扱うのか確認すること。その際、事務の実施に当たり、不要な個人情報の取扱いが届け出られている場合などは、登録簿についての変更の届出をすること。また、そもそも登録簿の届出がない場合は、速やかに届出をすること。

3 個人情報は、本人から収集すること。

⇒ 条例第7条（収集の制限）

⇒ 本人からの収集が大原則であるため、まずは本人からの収集を検討すること。安易に他の事務の情報の利用を考えないこと。

4 個人情報は、利用の目的の範囲内で保有し、正確、完全及び最新の状態にすること。

⇒ 条例第8条第1項（適正な維持管理）

⇒ 制度の変更等により、個人情報の取扱いに変更を生じる際は、登録簿の変更の届出をすること。

5 合理的な安全確保措置により、紛失や漏えいなどから保護すること。

⇒ 条例第8条第2項（適正な維持管理）

⇒ 窓口対応において、余分な個人情報をカウンターに置いて第三者から見える状態にしないなど、個人情報の重要性を意識して職務に当たること。

6 個人情報取扱事務登録簿により、事務の目的、個人情報の収集方法、利用や提供を公表すること。

⇒ 条例第6条（個人情報取扱事務の届出）

請求を請求する権利を保証することによって、市政の適正かつ公正な運営に結び付けていくものであることをいう。

【運用】

この条例は、個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限等を規定し、個人情報の適正な取扱いを徹底することにより「みだりに他人に知られない権利」という伝統的なプライバシーの保護に加えて、何人にも、自己に関する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求を請求する権利を保障することにより「自己の個人情報の流れを自ら管理する（自己情報のコントロール）」という現代的、積極的なプライバシーの保護を目指すものである。

この条例による個人情報保護制度の運用に当たっては、この意義を十分認識しなければならない。

7 自己に関する個人情報の所在及び内容を確認させるとともに、不服申立てを保障しなければならない。

⇒ 条例第15条（本人開示請求権）

第26条（訂正請求権）

第29条（利用停止請求権）

第31条（審査請求に関する手続）

⇒ 自己情報コントロール権の保障のため、条例第9条第1項第5号の「公益上特に必要があると認めるとき」の適用については、時間的な余裕を持って慎重に検討すること。

理由

条例に違反して市の外部に個人情報を提供していると認める者は、当該提供の停止を請求することができる。しかし、提供をする前に、提供の可能性があるから停止を求めておきたいという請求は、条例の規定にはない。

ただし、市の外部に個人情報の提供をすることについて、法令等の定めや本人の同意等ではなく、条例第9条第1項第5号の「公益上特に必要があると認めるとき」を適用することは、極めて例外的なことであり、この適用の判断には、客観的で明確な指標を示すことができず、個別に判断せざるを得ない。

このことから、このような極めて例外的なことであって、客観的で明確な指標がない外部への個人情報の提供をするときは、事前に、自己情報コントロール権を保障する（条例第5条の2）。

具体的には、対象者に対し、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知し、異議の申出の機会を付与し、異議申出者の情報を除いた上で提供することを原則とする。

これらの手続には、数か月を要するため、時間的な余裕を持って慎重に検討すること。

また、条例第9条第1項第5号の適用に当たっては、事前に野田市情報公開・個人情報保護審査会の承認を得なければならない。

8 管理職は、それぞれの事務の担当者任せとすることなく、自ら責任を持って、適切に個人情報の保護が図られているか確認すること。

【参考】

8原則とは、1980年の経済開発協力機構(OECD)のプライバシーガイドラインにおいて示され、国際的に認知され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の条文にも具体化されている「目的明確化の原則」、「利用制限の原則」、「収集制限の原則」、「データ内容の原則」、「安全保護の原則」、「公開の原則」、「個人参加の原則」及び「責任の原則」の8原則である。

- ①「目的明確化の原則」・・・収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致しなければならない。
- ②「利用制限の原則」・・・データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は、目的以外に利用、使用してはならない。
- ③「収集制限の原則」・・・適法・公正な手段により、かつ、情報主体に通知又は同意を得て収集しなければならない。
- ④「データ内容の原則」・・・利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新でなければならない。
- ⑤「安全保護の原則」・・・合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護しなければならない。
- ⑥「公開の原則」・・・データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示しなければならない。
- ⑦「個人参加の原則」・・・自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障しなければならない。
- ⑧「責任の原則」・・・管理者は諸原則実施の責任を有する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会並びに野田市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会並びに野田市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

【趣旨】

本条は、この条例における基本的な用語である「実施機関」及び「個人情報」について、定義したものである。

【解釈】

第1号

本号は、この条例による個人情報保護制度を実施する機関を定めたものである。

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)等の規定により、独立して事務を管理し、執行する機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会並びに野田市土地開発公社をこの条例による個人情報保護制度の実施機関とする。

第2号

- (1) 第2号は、この条例の規定が適用され、保護の対象となる個人情報の範囲を定めたものである。
- (2) 「個人に関する情報」とは、自然人である個人の氏名、住所、生年月日、性別、身体的特性、健康状態、学歴、職歴、資格、成績、思想、信条、所得、財産、家族構成その他一切の個人に関する情報をいう。
- (3) 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、氏名等の情報から直接的に個人が識別されるもののほか、当該情報のみでは識別できないが、他の容易に照合できる情報と組み合わせることによって間接的に個人が識別される可能性のあるものをいう。

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

【摘要】

- ◎ 様々な情報が個人情報に該当するので注意すること。
- ・「A」という単体の情報だけでは特定の個人を識別することができなくても、「B」という情報と照合することによって特定の個人を識別することができる場合は、「A」という情報は、単体でも個人情報に該当する。
 - ・電磁的記録により特定の個人を識別することができるものは、防犯カメラに記録された映像情報やICレコーダーに記録された音声情報など。
 - ・「個人識別符号」には、個人番号（マイナンバー）や免許証の番号などのほか、歩行の際の両腕の動作などの歩行の態様を電子計算機の用に供するために変換した記号などの符合など、特定の個人を識別することができる符合を含む。
 - ・取り扱うことを原則として禁止している要配慮個人情報には、健康診断の結果なども含まれる。
 - ・個人番号（マイナンバー）を含む情報である「特定個人情報」についても、個人情報に含まれる。
- ・「情報提供等記録」とは、番号法に基づき、総務大臣が設置し、及び管理する情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する記録である。
- 例：A市の児童家庭課が児童手当事務に利用する目的で、平成△年△月△日に、A市から野田市に市民税に関する情報の照会があり、平成△年◎月◎日に、野田市がA市に回答した場合の記録事項
- ・情報照会機関：A市
情報照会部署：児童家庭課
情報提供機関：野田市
 - ・提供の求めの日時：平成△年△月△日△時△分△秒
提供日時：平成△年◎月◎日□時□分□秒
 - ・特定個人情報の項目：市民税に関する情報

(4) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報の中には、役員の氏名、役職等の情報を含む場合があるが、これらは、法人等の機関についての情報であると考えられることから、個人情報から除くこととした。

(5) 事業を営む個人の当該事業に関する情報は、個人に関する情報であっても、法人等の事業活動に関する情報と同様の性格を有するので、個人情報から除くこととした。

(6) 法人等の役員又は個人事業者に関する情報であって、事業活動に直接関係のない私生活上の情報は、当然にこの条例による保護の対象になる。

【運用】

死者に関する情報の取扱い

死者に関する情報については、死者には権利能力がないので開示請求権を行使できないが、実施機関は保有する個人情報の全てを適正に管理する必要があることから、この条例の規定による適正な取扱いの対象となる。

また、相続財産に関する情報のように、相続人の個人情報の性質も有し、当該個人情報識別され、又は識別され得る情報については、当該相続人の個人情報として保護対象となるものである。

◎ 個人情報とは生存する個人に関する情報であるが、相続財産に関する情報など、相続人や遺族の個人情報の性質も有するものについては、当該相続人等の個人情報として本人開示請求等の対象となるので注意すること。

例：火災により死亡した者の相続人が当該火災の原因に関する報告書を本人開示請求する場合

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員(土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。)は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【摘要】

「あらゆる施策を通じて」と規定されているが、個人情報の保護のために最も重要なことは、職員が個人情報の重要性をしっかりと認識し、個人情報を取り扱う目的、必要性、取扱いの制限を意識して日々の業務に当たることである。

「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する一般職及び特別職の職員をいい、常勤であると非常勤であるとを問わない。

所属長においては、自らの責任において、所属職員に個人情報の重要性とその適正な取扱いについて十分に認識させること。

「職務上知ることができた」とは、担当業務において知ることができた場合のほか、担当外の事項について職務に関連して知ることができた場合を含む。

「みだり他人に知らせ」とは、他人に知らせることが当該職員の権限又は事務に属しない場合若しくは権限又は事務に属する場合であっても正当な理由なく知らせることなどをいう。

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員(土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。)は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するために、実施機関及び実施機関の職員が果たすべき責務について定めたものである。実施機関は、個人の権利利益がいったん侵害された場合の回復が困難であることを認識し、個人情報の取扱いに当たって必要かつ十分な保護措置を講ずる責任があるとの観点から、この条例を適正に運用しなければならない。

【解釈】

第1項

(1) 「個人情報の保護について必要な措置」とは、この条例の第2章以下に規定する個人情報の適正な取扱いに関する事項の実施、本人開示、訂正請求権、利用停止請求権の保障等の措置をいう。

(2) 「あらゆる施策」とは、この条例の規定に基づく個人情報保護のための措置だけでなく、プライバシー保護の観点から事務の在り方を見直す意識の啓発、事務処理システムの整備又は改善等、実施機関が事務事業を通じて行う個人情報の保護のための全ての施策をいう。

第2項

(1) 「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定

◎ 守秘義務違反に対する罰則

- 1 エクセルで作成した〇〇〇〇補助金申請者リストのデータを業務外でUSBメモリに複写し、関係する事業者に提供した。
⇒ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(条例第40条)
※ 既に退職していても、職員であったときの行為は罰せられる(以下同じ。)
- 2 提出を受けた〇〇〇〇補助金申請書の写しを、関係する事業者に販売した。
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第41条)
※ 特定の個人情報を検索できるデジタルデータの販売の場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(条例第40条の適用)
- 3 税の業務の担当者が、自らの好奇心を満たすために、税に関するシステムから知り合いの税情報を印刷し、自宅に集めた。
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第43条)

(事業者の責務)

第4条 事業者(法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び土地開発公社を除く。))及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

【摘要】

事業者の保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)により、《取得、利用、提供、管理等の取扱い》及び《開示、訂正、利用の停止等の請求への対応等》のルールが定められており、また、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とし、内閣府の外局として設置された個人情報保護委員会が

する一般職及び特別職の職員をいい、常勤であると非常勤であるとを問わない。

- (2) 「職務上知ることができた」とは、担当職務の執行上知ることができた場合の他、担当外の事項について職務に関連して知ることができた場合を含む。
- (3) 「みだり他人に知らせ」とは、他人に知らせることが当該職員の権限又は事務に属しない場合若しくは権限又は事務に属する場合であっても正当な理由なく知らせることなどをいう。
- (4) 「不当な目的に使用」とは、職員の個人的な利益のための使用、他人の正当な権利利益や公益に反する使用等をいう。

(事業者の責務)

第4条 事業者(法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び土地開発公社を除く。))及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人の権利義務を保護することについて事業者が重要な役割を持つことから、個人情報保護に関する事業者の責務について定めたものである。

事業者が保有する個人情報の保護は、憲法で保障された営業の自由や表現の自由と個人のプライバシー権との調整を図るものであるから、こ

監督権限（報告徴収、立入調査、指導、助言、勧告及び命令）を有している。

しかし、個人情報保護法のルールが適用される事業者は、『個人情報データベース等』を事業の用に供している者（個人情報保護法において「個人情報取扱事業者」と定義されている。）に限られている。

一方、本条例は、全ての事業者に対し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、市の施策への協力を求めるものである。

なお、『個人情報データベース等』とは、電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳、顧客情報をワードによって名簿化したものなどのデータのほか、紙の顧客台帳であっても、五十音順に並べ、又は索引を付して検索できるような状態のものをいい、その範囲は広いことから、このような情報を取り扱わない事業者は想定できず、基本的には全ての事業者が個人情報取扱事業者該当すると考えられる。

- 個人情報保護委員会ホームページ

<https://www.ppc.go.jp/>

- 個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849

（事業者に対する措置）

第34条 市長は、事業者が個人情報の取扱いについて市民の権利に

の条例で直接規制を設けることは適当ではなく、第一義的には、法律による国の対策が求められるものである。したがって、この条例では、事業者が保有する個人情報の保護については、事業者自ら自主的、自律的に取り組んでいくように、事業者の一般的な責務を課したものである。

【解釈】

(1) 「事業者」とは、事業活動を行うに当たって個人情報を取り扱うものをいい、法人格の有無、業種、事業規模及び営利又は非営利の別を問わない。

なお、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社は、法律、条例その他の定めによりその保有する個人情報の保護が図られていることから、この条例の「事業者」から除外する。

(2) 事業者のうち、本市の出資法人等で市長が定めるものについては、本条の規定及び第35条に規定する責務を課すこととしている。

(3) 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報を不正に収集、蓄積したり、改ざんや流出によって、個人のプライバシーが侵害されることのないように、適正な取扱いを行うことの必要性を認識することをいう。

(4) 「市の施策に協力」とは、事業者自らがその保有する個人情報を保護するために、この条例の趣旨を踏まえて保護措置を講ずることや市長の行う事業者に対する説明又は資料提出の要請に協力することなどをいう。

【関係法令等】

野田市個人情報保護条例

（出資法人等の個人情報の保護）

第35条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（事業者に対する措置）

第34条 市長は、事業者が個人情報の取扱いについて市民の権利に

重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求め、その職員をして当該事業者の事務所その他の事業所に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)について協力を求めることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、個人情報の保護に関する勧告をすることができる。

(1) 事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき。

(2) 前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく行わないとき、又は不正に行ったとき。

(3) 立入調査を正当な理由なく拒んだとき。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。

【摘要】

事業者の保有する個人情報については個人情報保護委員会が監督権限を有している。

しかし、同委員会は、全国の事業者を対象としており、例えば、本市の事業者による個人情報の不適切な利用によるダイレクトメールの発送の事例が発生した場合に、同様の事件が全国で多発しているときなどは、迅速な対応がなされないことも懸念される。

このため、市民の権利に重大な侵害を及ぼすおそれがある場合には、市長が、説明又は資料の提出の求め、立入調査、勧告及び公表をすることができる旨を定めたものである。

○ 手続の流れ

1 市民から総務課に、事業者が個人情報を不適切に取扱い、市民の権利に重大な侵害を及ぼすおそれがあるとの通報を受ける。

※ 「市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある

重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求め、その職員をして当該事業者の事務所その他の事業所に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)について協力を求めることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、個人情報の保護に関する勧告をすることができる。

(1) 事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき。

(2) 前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく行わないとき、又は不正に行ったとき。

(3) 立入調査を正当な理由なく拒んだとき。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者が個人情報を不適正に取り扱うことによって、市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、市長が、当該事業者に対し、説明又は資料提出の求め、個人情報の保護に関する勧告をし、及び当該勧告に従わない場合にその事実を公表することができる旨を定めたものである。

【解釈】

第1項

(1) 「市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、事業者が個人情報を違法若しくは不正な手段により収集し、適正な管理を怠り、又は正当な理由なく目的外に利用若しくは提供するなどの取扱いにより、個人の権利利益を侵害としているとき、又は侵害している疑いのあるときをいう。

(2) 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、事業者が不適正に取り扱っている疑いのある個人情報について、その取扱いの内容を

と認めるとき」とは、事業者が個人情報を違法若しくは不正な手段により収集し、適正な管理を怠り、又は正当な理由なく目的外に利用し、若しくは提供するなどの取扱いにより、個人の権利利益を侵害としているとき、又は侵害している疑いのあるときをいう。

2 総務課は、市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者の取扱い状況の事実確認をする。

原則として、事業所を訪問して説明を求め、該当する資料（不適切に取り扱った名簿の写しなど）の提出を求めること。

⇒ 事実確認への協力を拒否する場合は、条例に基づき、勧告をし、さらには公表することもあることを伝える。また、個人情報保護委員会に報告することも伝える。それでも拒否する場合は3の②に該当

※ 個人情報保護委員会は、市からの報告も市民からの通報と同様に取り扱うとのことであるため、個人情報保護法違反であると思われる場合は、1の段階で個人情報保護委員会に報告しておくこと（個人情報保護委員会の調査等の開始を早めるため。）。また、手続のなかで、個人情報保護法違反であると思われる事実が判明したときは直ちに個人情報保護委員会に報告すること。

3 次の場合は、是正の措置をとるべきことを、期限を設けて文書で勧告をすること。

① 事実確認の結果、事業者が個人情報を不適切に取り扱っているとき。

② 説明又は資料の提出の求めに対する協力を正当な理由なく行わないとき。または、不正に行ったとき。

③ 立入調査を正当な理由なく拒んだとき。

※ 勧告の文書においては、期限までに是正の措置をとらない場合は公表することもあること、並びに公表することについて意見がある場合の意見書の提出先及び提出期限を記載すること。

4 事業者が期限までに勧告に従わない場合は、正当な理由があることが意見書により判明した場合を除き、公表について審査会の意見を聴く。

5 審査会の承認を得た場合には、野田市のホームページなどで、当

一般に理解し得る程度に明らかにするために必要な範囲をいう。

(3) 「説明又は資料の提出を求めることができる」とは、市長が当該事業者に、資料又は資料の提出について、協力を要請することをいう。
第2項

(1) 市長が行う勧告は、書面によらなければならない。

(2) 「事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき」とは、事業者の個人情報を不適正な取扱いにより、個人の権利利益の重大な侵害を生じるおそれがあり、放置できない場合をいう。具体的には、個別の事案に応じて、事業者が取り扱う個人情報の種類及び内容並びに個人の権利利益の侵害の程度によって判断されるものである。

(3) 「説明又は資料の提出を正当な理由なく行わないとき又は不正に行ったとき」とは、合理的な理由なく、説明又は資料の提出を拒否し、又は虚偽の内容で行ったときをいう。不回答や回答の著しい遅延も含まれる。

第3項

(1) 「勧告に従わなかったとき」とは、勧告を受けた行為に対して必要な措置をとることなく、勧告に従わない意思が明白である場合、合理的な期間内に必要な措置をとらない場合などをいう。

(2) 「審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる」とは、事業者が、市長による説明若しくは資料提出の要請又は個人情報の保護に関する勧告を拒否した事実を市民に知らせることによって、市民の注意を喚起するとともに、市長の行為の実効性を担保するためのものであるが、公表する際には、その客観性及び公平性を確保するために、あらかじめ審査会の意見を聴くこととしたものである。

(3) 「あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない」とは、市長による公表の措置が事業者の社会的信用等に与える影響の大きさ等を考慮して、当該事業者に、公表の原因となる事実や公表内容を事前に通知し、意見を述べる機会を保障するものである。

(4) 事実の公表は、「市報のだ」に登載することにより行うものとする。

該事業者の所在地及び名称、個人情報取扱状況などの公表に至った経緯及び理由を公表する。

(参考：事業者の個人情報保護法違反の場合)

- 1 市又は市民が個人情報保護法相談ダイヤルに事業者の個人情報保護法違反について通報
(市民が、事業者に直接苦情の申立てをし、事業者が、その申立てに応じない場合の、市民からのあっせん依頼を含む。)
- 2 個人情報保護委員会が事業者に対し、事実確認(報告や資料の提出の求めや立入調査)
 - ⇒ 調査に応じない場合は、下記3及び4の手続を経ずに、個人情報保護委員会が事業者に対し、調査に応じるよう命令
 - ⇒ 応じない場合や虚偽報告等に対する罰則により実効性を担保
 - ⇒ 事実確認の結果、個人情報保護委員会が個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、下記3及び4の手続を経ずに、個人情報保護委員会が事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命令
- 3 個人情報保護委員会が必要と認めるときは、個人情報保護委員会が事業者に対し、指導又は助言
- 4 事業者が上記3の指導又は助言に従わず、個人情報保護委員会が個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会が事業者に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告
- 5 事業者が上記4の勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人情報保護委員会が個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、個人情報保護委員会が事業者に対し、勧告に係る措置をとるよう命令
 - ⇒ 命令違反に対する罰則により実効性を担保

(出資法人等の個人情報の保護)

第35条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(出資法人等の個人情報の保護)

第35条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、市長が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるもの

【摘要】

市と密接な関係を有する出資法人等については、第4条（事業者の責務）及び第34条（事業者に対する措置）に加え、本条により個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを義務付けるものである。

以前は、必要な措置を講ずることは努力義務であったが、現行では、講ずる義務を課しているため、所管課においては、出資法人等が義務を履行するよう適切に指導及び監督すること。

○ 出資法人等

- ・野田業務サービス株式会社
- ・株式会社野田自然共生ファーム
- ・一般財団法人野田市開発協会
- ・公益社団法人野田市シルバー人材センター
- ・社会福祉法人野田市社会福祉協議会

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【摘要】

市民は、個人情報の漏えいなどの被害者として扱われる場合が一般的である。しかし、社会生活を営む上で、家庭内、地域内、職場内などで、他人の個人情報を聞いたり話したりする機会が市民にもあり、そこでは、市民であっても、他人の個人情報を不適切に取り扱うことによって権利利益を侵害する側にもなり得る。

このため、市民の方にも、個人情報の保護の重要性を認識していただき、他人の権利利益を侵害することのないよう努めていただくものであ

とする。

2 実施機関は、出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

この条例の規定による個人情報を保護するための措置は、市の出資法人等に対して直接適用されるものではないため、本条では、市と密接な関係を有する出資法人等については、市の施設に準じて必要な個人情報の保護措置を講ずるよう努めなければならない旨を定めたものである。

【解釈】

第1項

- (1) 市長が定めた出資法人等に対して、個人情報を保護するための制度や規程の整備などについて努力義務を定めたものである。
- (2) 「この条例の趣旨にのっとり」とは、個人の情報の保護に関する市の施策を基準として、これに則して行うことを意味している。
- (3) 「個人情報の保護のために必要な措置」とは、個人情報の取扱いに関する規程の作成、責任体制の明確化とその整備、職員に対する啓発や研修の実施等をいう。

第2項

実施機関は、前項の出資法人等に対して、その保有する個人情報の保護を推進できるよう、必要な指導、指示を行うことができる。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護に関する市民の一般的な責務について定めたものである。

【解釈】

- (1) 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護は、実施機関だけで達成できるものではなく、市民がお互いの個人情報の保護に関心を持つとともに、個人の権利利益を尊重するという意識や自覚が必要であることをいう。

る。

(自己情報コントロール権の保障)

第5条の2 実施機関は、個人情報第9条第1項第5号に掲げる事由により個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、当該提供の対象となる者（以下この条において「対象者」という。）に対し、あらかじめ、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による異議の申出があったときは、原則として、その者の個人情報の提供をしてはならない。

【摘要】

法令等の定めや本人の同意等ではなく、条例第9条第1項第5号の「公益上特に必要があると認めるとき」を適用して市の外部に個人情報の提供をすることは、極めて例外的なことであり、この適用の判断には、客観的で明確な指標を示すことができず、個別に判断せざるを得ない。

このことから、このような極めて例外的なことであって、客観的で明確な指標がない外部への個人情報の提供をするときは、事前に、対象者に提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知し、異議の申出の機会を付与し、異議申出者の情報を提供の対象から除外することで、対象者の自己情報コントロール権を保障しなければならない。

なお、条例第9条第1項第5号の適用に当たっては、事前に野田市情報公開・個人情報保護審査会の承認を得なければならない。

(2) 「他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」とは、一般に権利利益の侵害の被害者としてとらえられる場合が多いが、日常生活の中で他人の個人情報を不適切に取り扱うことによって、個人の権利利益を侵害する側に回ることもあり得るので、市民がお互いに個人情報の保護に努める義務があることをいうものである。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であつて、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (3) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (4) 個人情報を取り扱う事務の概要
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の収集項目
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (9) 実施機関以外の者への委託等の有無
- (10) 電子計算機結合の有無
- (11) 個人情報の保存期間
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を野田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、市民等が市の取り扱う個人情報の概要を確認することができるよう、野田市のホームページにおいて公表しなければならない。この場合において、市長は、市民等の検索に資する一覧表を添えなければならない。

【摘要】

個人情報は、取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であつて、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を野田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務について、その内容

するために必要な範囲内で取り扱わなければならない。

個人情報を取り扱う事務の届出及び公表の趣旨

- 職員に対して
それぞれの事務において取り扱う個人情報の項目や方法、取扱いの制限を確認し、適正な取扱いを図るためのもの。
- 市民に対して
市が個人情報を取り扱う事務の概要を確認するためのもの。

◎ 個人情報を取り扱う事務の公表は、市民の自己情報コントロール権の行使の手掛かりとなるものである。届出が適切になされていないと、市民は、市の個人情報の取扱いを確認することができず、市民の自己情報コントロール権を行使する権利を奪ってしまうことにつながってしまうため、届出の漏れがないよう徹底すること。

◎ 新規の事務の実施に当たっては、そもそも個人情報を収集する必要があるか、必要である場合は、どのような目的で、どの範囲の個人情報が必要であるかを十分検討し、個人情報事務取扱登録簿（以下「登録簿」という。）を作成すること。

◎ 人事異動等により、既存の事務の担当となった場合には、登録簿により、どのような目的で、どの範囲の情報を取り扱うのか確認すること。その際、事務の実施に当たり、不要な個人情報の取扱いが届け出られている場合などは、登録簿についての変更の届出をすること。また、そもそも登録簿の届出がない場合は、速やかに届出をすること。

注意 個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部を委託し、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該事務の担当課が届け出ること。

○ 登録簿は、『個人情報取扱事務登録簿作成マニュアル』に従い作成すること（不明な点は、総務課に問い合わせること。）。

登録簿作成後の流れ

- ① 総務課に提出
- ② 審査会に担当課が出席して説明

を市民に明らかにするために、事務の開始、変更又は廃止に当たって市長に届け出ることを義務付けるとともに、届出事項を野田市情報公開・個人情報保護審査会に報告し、さらに市民の閲覧に供することを定めたものである。

【解釈】

第1項

- (1) 「個人情報を取り扱う事務」とは、事務事業の実施に伴い、個人情報を収集し、管理し、又は利用する一切の事務をいう。
- (2) 「一時的な使用」とは、事務に継続性がなく、個人情報の取扱いが単年度限りで終了するものをいう。実施機関が事務事業の実施を計画するに当たって、臨時的に行う調査やモデル事業などがこれに当たる。
- (3) 「短期間に廃棄」とは、当該個人情報が記録されている行政文書が、1年未満で廃棄されることをいう。
- (4) 「その他規則で定める事務」とは、次のものをいう。

国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報（当該国又は他の地方公共団体の職員の職及び当該職務遂行の内容をいう。）を取り扱う事務

第3項

本項は、各実施機関からの届出事項を市長がとりまとめ、審査会に報告する手続を規定したものであり、審査会は、届出事項に関し、実施機関に意見を表明することができるものである。

第4項

本項は、実施機関が届け出た事項を市民に明らかにするために、閲覧に供することを定めたものである。

【運用】

個人情報を取り扱う事務の届出について

1 開始の届出事項手続

- (1) 個人情報を取り扱う事務の開始の届出は、当該事務を主管する課（以下「主管課」という。）が、「個人情報を取り扱う事務開始届出書」（以下「開始届出書」という。）を作成し、総務部総務課（以下「総務課」という。）に提出することにより行う。
- (2) 総務課は、開始届出書が提出されたときは、その記入内容を確認

③ 総務課が登録簿及び一覧表をホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表（一覧表の作成は総務課）

※ 登録簿の変更の場合も同様

○ 個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、廃止の届出をすること。

◎ 所属長の確認について

1 所属長は、毎年度、5月末までに、所属課において取り扱う個人情報の届出が適切になされているか確認すること（届出の漏れはないか、又は届出されている事項に変更すべき点はないか。）。

確認後は、総務課に報告すること。なお、届出の漏れや、届出されている事項に変更すべき点があるときは、速やかに登録簿等の作成をすること。

この報告と併せて、当該年度における新たな事務の開始や現行の事務の変更の予定についての報告をすること。

2 所属長は、毎年度、2月中に、翌年度から開始する事務、変更する事務及び廃止する事務についての届出がなされているか確認すること。届出がなされていない場合は、3月に開催予定の審査会に間に合うよう、速やかに総務課に連絡すること。

【確認方法】

① 個人情報を取り扱う事務の登録簿が洩れなく届け出られているかを、市ホームページで公表されている登録簿により確認する。

※ 総務課による公表漏れがないかの確認の意味もあるので、必ず公表されている登録簿により確認すること。内容の確認も同様（変更の届出の反映漏れがないかの確認の意味がある。）。

② ①の確認により、

ア 届出がない場合は、登録簿を作成して総務課に届け出るこ

するとともに、必要に応じて、記入事項について主管課と協議するものとする。

(3) 総務課は、前号の確認又は協議が終了した後、速やかに個人情報を取り扱う事務目録を作成し、総務課内の情報公開コーナーに備え置くとともに、当該目録の写しを主管課に送付する。

2 変更又は廃止の届出手続

(1) 届出に係る事項の変更又は届出に係る事務の廃止の届は、「個人情報を取り扱う事務変更・廃止届出書」（以下「変更・廃止届出書」という。）を総務課に提出することにより行う。

(2) 総務課は、変更・廃止届出書が提出されたときは、その記入内容を確認するとともに、必要に応じて、記入事項について主管課と協議するものとする。

(3) 総務課は、前号の確認又は協議が終了した後、速やかに、次の方法により届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務の廃止の手続を行う。

ア 届出に係る事項を変更した事務の目録を新たに作成し、差し替える。

イ 廃止した事務に係る目録を削除する。

ウ 差し替え又は削除した目録は、総務課において所定の保存年限に達するまで保存する。

(4) 総務課は、目録を差し替えた場合は、主管課に対し、変更後の目録の写しを送付する。

3 審査会への報告

総務課は、主管課から開始届出書又は変更・廃止届出書の提出があったときは、届出に係る事項について、その後に開催される野田市情報公開・個人情報保護審査会に報告する。

4 目録の閲覧

目録は、総務課が管理し、情報公開コーナーにおいて一般の閲覧に供する。

と。

イ 届出事項に変更すべき点がある場合は、変更の届出を作成して総務課に届け出ること。

ウ 廃止された事務の登録簿があるときは、廃止の届出をすること。

○ 次の事務は、届出の対象外となる。

(1) 事務事業の実施を検討するに当たって、臨時的に行う調査やモデル事業など、事務に継続性がなく、個人情報の取扱いが単年度限りで終了するものであって、当該個人情報が1年未満で廃棄又は消去される事務

・届出の対象外となる例

○○支援事業の検討のため、モデル事業としての○○支援事業を単年度限りで実施する。

1 支援対象者の募集を4月に開始し、応募者の個人情報を取り扱う。

2 翌年3月末日までに事業を終え、個人情報の取扱いも終了する。

3 5月の庁内一斉文書廃棄のタイミングで個人情報を廃棄する。

⇒ 4月に収集し、翌年3月末日に取扱いを終了し、5月の庁内一斉文書廃棄のタイミングで廃棄するものは、1年未満で廃棄となる。

⇒ 継続的に事務を実施することを決定した場合は、速やかに届け出ること。

・届出の対象となる例

◎◎支援事業の検討のため、モデル事業としての◎◎支援事業を複数年度にわたって実施する。

1 支援対象者の募集を10月に開始し、応募者の個人情報を取り扱う。

2 12月に当該年度の事業を終えるが、翌年6月に、支援を受けた者の半年後の状況を確認するため、再度応募者の個人情報を取り扱う。

⇒ 複数年度にわたって個人情報を取り扱うため、モデル事業であっても、事業開始前に届出が必要となる。

なお、個人情報を6月に廃棄する場合であっても、複数年度にわたって個人情報を取り扱うため、届出の対象となる。

- (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項を取り扱う事務(改正規則において規定予定)

⇒ 工事に関する事務などで、入札参加者の担当者の連絡先や工事請負者の担当者の連絡先など、送付又は連絡に必要な個人情報のみを取り扱う事務は届出の対象外となる。

- (3) 市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、条例第36条第3項第3号の規定により本条例の適用対象外となる。

⇒ 給与や福利厚生等のために取り扱う職員又は職員であった者の扶養者等の情報も適用対象外に含まれる。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集する際の原則を定めたものであり、収集目的、収集方法、収集先及び収集する情報の内容について、制限を設けたものである。

第1項は、個人情報の収集に当たっては、相手方に疑念や誤解を与えることのないよう努めなければならないことから、収集の目的による制限及び収集方法による制限について定めたものである。

【解釈】

第1項

(1) 「収集」とは、実施機関が、当該実施機関以外のものから個人

- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。
- (6) 第9条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、要配慮個人情報を第2項第2号に掲げる事由により収集しようとするとき、又は個人情報を前項第7号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

【摘要】

個人情報は、取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で本人から収集しなければならないという原則を常に念頭に置くこと。

《検討の手順》

- 1 事務の目的を達成するために、要配慮個人情報を収集する必要があるか。
 - (1) ない場合：2へ進む。
 - (2) ある場合
 - ア 法令等の定めや従う義務のある国等の指示がある。
⇒2へ進む。
 - イ 上記アに該当しないが、公益上特に必要がある。
⇒要配慮個人情報を収集する前に、審査会の承認を得る必要がある。極めて稀なことであり、検討に十分な時間を確保する必要がある。「公益上特に必要がある」の適用の検討を始めた段階で(事務の開始予定日の最低3月前までに(緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。))必ず総務課に相談すること。
- 2 個人情報は、本人以外から直接収集するか。

情報を入手することをいう。実施機関の意思にかかわらず、相談、苦情申出等により受動的に個人情報を取得する場合も含む。

- (2) 「事務の目的を明確にし」とは、個人情報の収集を開始するに当たって、内部規制として、事務を所管する課等において事務の目的を確認するとともに、第6条の規定による事務の届出の手続により、市民に明らかにすることをいう。
- (3) 「当該事務の目的を達成するために必要な範囲内」とは、個人情報を取り扱う事務を執行する上で、必要のない個人情報の収集を禁ずることを指す。
- (4) 「適正かつ公正な手段」とは、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして容認される手続をいう。

(第7条第2項 本人収集の原則)

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認めるとき。
- (7) 第9条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要がある

※ 本人からの収集が大前提であり、本人以外からの収集は例外であるため、本人からの収集を第一に考えること。

○ 次のいずれかの理由がなければ、本人以外から収集することはできない。

- (ア) 法令等の定めや従う義務のある国等の指示がある。
- (イ) 本人の同意がある。
- (ウ) 出版、報道等により公にされている。
- (エ) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない。
- (オ) 所在不明その他の事由により、本人からの収集が困難
- (カ) 条例第9条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から提供を受ける。

⇒ (ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合であっても、登録簿により事務の届出をした後に、収集が可能となる。

(キ) (ア)から(カ)までのいずれにも該当しないが、本人以外から収集することが公益上特に必要がある。

⇒ 収集する前に、審査会の承認を得る必要がある。極めて稀なことであり、検討に十分な時間を確保する必要がある。「公益上特に必要がある」の適用の検討を始めた段階で（事務の開始予定日の最低3月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。））必ず総務課に相談すること。

○ 本人からの収集の例外についての留意点（第3項）

第3号

公にされている情報かどうかの判断は難しいため、本号を適用する場合には必ず総務課に相談すること。

なお、A自治会の関係者だけに配付されるA自治会会員名簿に記載されている情報は、公にされている情報に該当しない。

第4号

と認めるとき。

【趣旨】

本項は、実施機関が個人情報を収集するに当たって、本人から直接収集することを原則とするとともに、事務の性質によっては、本人以外のものから収集せざる得ない場合もあるため、合理的な理由がある場合に限って例外的に認められる旨を定めたものである。

【解釈】

第1号

- (1) 「法令」とは、法律及び政令、省令など国が定めた命令をいう。
- (2) 「法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定めがあるとき」とは、法令等の規定により、本人以外のものに対して、実施機関に個人情報を提供することを義務付けているもの(義務規定)のほか、法令等の趣旨、目的からみて、実施機関に裁量があり、本人以外のものから個人情報を収集することができると解されるもの(できる規定)も含まれる。
- (3) 「実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示」とは、地方自治法の規定に基づき、国等が普通地方公共団体の事務の処理に関与する方法の一つとして定められた「指示」をいう。

地方自治法では、国等の関与方法は個別の法律又はそれに基づく政令に根拠を有するものに限定されるため、本号にいう「国等の機関の指示」についても、当然に法律又はそれに基づく政令による根拠が必要である。

第2号

「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意がある場合のほか、本人以外から個人情報を収集することについて、客観的に本人の同意があったとみなし得る場合も含む。

第3号

- (1) 「出版、報道等」とは、図書等の出版物、新聞、テレビ等の情報伝達媒体による報道、公開の会議、講演会等における発言、発表等をいう。
- (2) 「公にされている」とは、不特定多数の者が取得し、知り得る状態にあることをいう。会員名簿などで会の内部だけで配付されるもの

災害等に備えてあらかじめ収集しておくような場合は、本号に該当しない。

なお、避難行動要支援者名簿の作成のための収集は、災害対策基本法に基づくものであり、第1号の法令等に基づく収集である。

第5号

本人の同意を得ることが原則であり、第3号の公にされている情報と同様に判断が難しいため、本号を適用する場合には必ず総務課に相談すること。

第7号

極めて例外的な収集であり、収集する前に審査会の承認が必要となるため、事務の開始予定日の最低3月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。）総務課に相談すること。

なお、検討に当たっては『事例集』を参照すること。

※ 事例集は、適用事例がある度に総務課において更新する。

○ 『収集』、『利用』及び『提供』について

・市長部局のA事務で保有する個人情報を、市長部局のB事務が利用する。

⇒同じ実施機関の内部での情報のやり取りは、(条例上)提供とはならない。

(A事務にとっては、B事務への利用)

(B事務にとっては、A事務からの収集)

※ 利用は、条例第9条の規定により制限されているので注意すること。

・市長部局のA事務で保有する個人情報を、教育委員会のC事務が利用する。

⇒市長は、教育委員会へ提供する。

(A事務にとっては、C事務への提供)

教育委員会は、市長から収集する。

(C事務にとっては、A事務からの収集)

※ 提供は、条例第9条の規定により制限されているので注意すること。

注意 委託している場合や指定管理者による管理の場合は、当該事務

は、公にされているとはいえない。

第4号

「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない」とは、地震、火災等の災害や犯罪、事故等の危険から個人を守る場合であって、時間的余裕がなく、本人以外から収集するほかに適当な手段がないことをいう。

災害等に備えてあらかじめ収集しておくような情報は、本号に該当しない。

第5号

「所在不明その他の事由」とは、本人が所在不明、長期不在の場合、乳幼児である場合やその他の事情で意思表示ができない場合をいう。

第6号

(1) 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立てをいう。

(2) 「選考」とは、個人の能力、資質、経歴等の調査等に基づいて、特定の地位等に就く適任者や被表彰者の選考を行うことをいう。

(3) 「指導」とは、個人の学力、資質、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善を目的として行う教育や指示をいう。

(4) 「相談」とは、個人の生活、健康、財産等に関する照会を受け、それに対する意見を述べ、又は回答、指示等を行うことをいう。

(5) 「相談等」の「等」は、実施機関の事務の目的を達成するために適法に行う調査、用地取得や損害賠償に伴う交渉などを指す。

(6) 「事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき」とは、本人から収集したのでは、情報の正確性や確実な収集が期待できないなど事務の目的を達成し得ない場合や、本人から収集して事務を執行することも不可能ではないが、多大な時間と経費を要し事務の実施が困難になるなど事務の適正な執行に支障が生ずる場合をいう。

第7号

本人以外から個人情報を収集する手段の一つとして、条例第9条の規定に基づいて他の実施機関から個人情報の提供を受ける場合がある。この場合は、既に提供元である他の実施機関によって、個人情報の収集が適正に行われたことが前提となるため、本条による収集制限の対象とし

の所管課の事務として考えること。

・指定管理者の行うD会館の管理事務（E事務。所管は教育委員会F課）において、減免の判定のために市長部局のG事務の情報を利用する。

⇒市長は、教育委員会へ提供する。

（E事務にとっては、G事務からの収集）

（G事務にとっては、E事務への提供）

・市長のH事務を、I業者に委託する。I業者は、H事務のために市長からJ事務の情報の提供を受ける。

⇒実施機関（市長）内部での利用

（H事務にとっては、J事務への利用）

（J事務にとっては、H事務からの収集）

ないものである。

第8号

本号は、第1号から第7号までに該当しない場合であっても、公益上特に必要があるときには、本人以外から個人情報収集することができることを定めたものであるが、この場合は、本条第4項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならないとしたものである。

【事例】

法律の規定に基づき、本人以外から個人情報収集する例(第7条第2項第1号)

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条に規定する「要保護児童発見者の通知義務」に基づく通知を福祉事務所が受理するとき。
- (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第3項に規定する「本籍地の市町村長による選挙権及び被選挙権を有しなくなった者の通知義務」に基づく通知を選挙管理委員会が受理するとき。
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の6に基づく「給与支払者の報告義務」に基づく給与支払報告を市長が受理するとき。

【関係法令】

地方自治法

(関与の法定主義)

第245条の2 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

(第7条第3項 思想、信条等に関する個人情報の収集の制限)

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

【趣旨】

本項は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報については、個人の権利利益を侵害する

おそれの強いものであることから、これらの情報の収集を原則として禁止するとともに、その例外となる場合を定めるものである。

【解釈】

第3項

- (1) 「思想、信条」に関する個人情報とは、政治思想、支持政党、政治的活動歴、人生観、倫理観など、政治、社会等に対する個人の根本的な考え方や信念等に関する情報をいう。個人の性格、性質、趣味、嗜好等は、これに該当しないものである。
- (2) 「宗教」に関する個人情報とは、個人が信仰する宗教、宗派、宗教上の習慣、儀式その他の行為等に関する情報をいう。
- (3) 「社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」とは、社会生活において一般的に知られることにより、不当な差別を受けるおそれのある情報をいう。これに該当するものとして、同和地区出身者であるという事実に関する個人情報、個人の犯罪歴等が考えられる。

第1号

- (1) 「法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示」とは、本条第2項第1号と同義である。
- (2) 「法令等の定めがあるとき」とは、法令等に収集できることを明文で定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的からみて、明らかに収集できるものと解される場合を含む。

第2号

本号は、法令等に定めがない場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認めるときには、当該個人情報を収集することができることを定めたものである。この場合は、第4項の規定により、あらかじめ、野田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならないものである。

【事例】

- (1) 法律の規定に基づき、思想、信条等に関する個人情報を収集する例(第3項第1号関係)
 - ア 地方公務員法第16条(欠格条項)の規定による「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける事がなくなるまでの者」を、確認する義務がある場合

イ 公職選挙法第 86 条の 4 の規定による「公職の候補者の届出」に基づき、候補者の氏名、本籍、所属政党等の届出を選挙長が受理するとき。

(2) 公益上の必要により、思想、信条等に関する個人情報を収集する例(第 3 項第 2 号)

ア 海外からの賓客や研修生を受け入れるに当たって、滞在中の生活に支障を来さないように、相手方の宗教上の戒律、生活習慣等の個人情報を収集する場合(国際交流)

イ 市民相談、児童相談など、相手方の相談内容を正確に把握するため、思想、信条、宗教等にかかわる個人情報を記録する必要がある場合(市民相談、児童相談)

ウ 同和対策事業を推進するため、必要な個人情報を収集する場合(同和対策)

エ 土地、家屋を取得するに当たって、神社、教会等の宗教施設の移転費用や祭礼費用等の補償を適正に行うため、宗教に関する個人情報を収集する場合(用地取得)

(第 7 条第 4 項 審査会の意見の聴取)

4 実施機関は、個人情報を第 2 項第 8 号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第 2 号に掲げる事由により収集しようするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本項は、実施機関が本条第 2 項第 8 号の規定により本人以外のものから個人情報を収集するとき、又は本条第 3 項第 2 号の規定により原則として収集が禁止されている個人情報を例外的に収集するときには、個人情報の適切な保護を図るため、あらかじめ、野田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならないことを義務付けたものである。

【解釈】

第 4 項

「あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない」とは、個人情報の収集によって、個人の権利利益を侵害するおそれが生じないように、事前に審査会の意見を聴き、その了承を得なければ収集を開始して

(適正な維持管理)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない、ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

【摘要】

文書は鍵のかかるロッカーに保存、デジタルデータはパスワードを設定、封入作業は複数の目で確認など、日頃から、個人情報の取扱いに注意すること（基本的なことを大切にすること。）。

個人情報は、事務を公正かつ正確に処理するために、当該事務の目的に応じて、正確かつ最新の状態とすること。また、不要となった個人情報は、速やかに廃棄すること。

◎ 保存年限を経過した個人情報は、年度当初（5月頃）の文書廃棄のタイミングで廃棄すること。

なお、歴史的資料として保存する必要がある個人情報を含む文書等もあるため、廃棄前には、市史編さん担当の確認を受けること。

○ 実施機関から事務の委託を受けた者や指定管理者は、実施機関と同様に適正な維持管理が必要であり、上記の事項は当然遵守しなければならない。

はならないことをいうものである。

(適正な維持管理)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない、ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関が保有する個人情報の適正な維持管理の確保及び保有する必要がなくなった個人情報の確実かつ速やかな廃棄又は消去について定めたものである。

【解釈】

第1項

「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つ」とは、当該個人情報を取り扱う事務を公正かつ正確に処理するために、個人情報の内容、保有する目的に応じて、正確性、最新性を確保することをいう。

第2項

(1) 「個人情報の適正な管理」とは、個人情報が記録されている行政文書の種類に応じて、実施機関が定める行政文書の管理規程や電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護の管理規程等に基づく適正な管理を行うことをいう。

(2) 「必要な措置」とは、例えば、次のような措置をいう。

ア 個人情報の適正管理のための体制等の整備

イ アクセス制限等の電子計算機処理に係る技術的保護措置

ウ 個人情報が記録された行政文書の適正な保管のための設備等の整備

第3項

「保有する必要がなくなった」とは、当該個人情報記録された行政文書の保存期限が終了した状態をいうが、保存期間が設定されていないものについても、当該個人情報の性質に応じて、随時に廃棄又は消去する必要がある。

【運用】

個人情報の適正な管理体制

野田市の保有する個人情報を適正に管理するため、次のとおり総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護責任者を置く。

1 総括個人情報保護管理者

(1) 総括個人情報保護管理者は、個人情報の適正な管理のための統一的な措置について、各部課等に必要な連絡調整及び指導を行うものとし、総務部長をもって充てる。

(2) 総括個人情報保護管理者の事務は、総務課が所管する。

2 個人情報保護管理者

個人情報保護管理者は、各部等において個人情報の適正な管理のための措置を行うものとし、主管部長等をもって充てる。

3 個人情報保護責任者

個人情報保護責任者は、個人情報保護管理者を補佐し、各課等において保有する個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、所属職員を指揮監督するものとし、当該個人情報を保有する課(課に相当する事務所等を含む。)の長をもって充てる。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者(本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

【摘要】

個人情報、取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で取り扱わなければならないことが大原則であるため、目的外の利用又は提供をしようとするときは、本人だけでなく、本人以外の者(法人や団体も含む。)の権利利益を不当に侵害することのないよう、慎重に検討すること。

なお、市の施策の検討等のためのアンケート調査への住民基本台帳情報の利用については、住民基本台帳の目的内の利用である(市長以外の実施機関の行うアンケート調査への提供を含む。)

・『収集』、『利用』及び『提供』の用語の意義については、条例第7条の趣旨を参照すること。

○ 目的外の利用又は提供についての留意事項

・ 条例第7条の本人からの収集の例外についての留意点と同様(当該留意点を参照すること。)

◎ 第5号

本号の規定を適用する場合は、公益上必要な場合ではなく、公益上『特に』必要がある場合である。このため、一般的な公益の実現のため

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者(本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

4 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審査会に報告するものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報が適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によって個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、実施機関が、事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することについて制限を定めたものである。

【解釈】

第1項

(1) 本項は、個人情報は、事務の目的の達成に必要な範囲内での利用に限定することを原則とするが、効率的な行政運営や市民サービスの向上のためには個人情報の目的外利用や提供もやむを得ない場合があるので、合理的理由がある場合に限り例外的にこれを認めたものである。

(2) 個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内での利用、提供は、本条の適用を受けないものであるが、事務の目的内であるかどうかの判断は、当該事務の趣旨、目的を踏まえた上で、合理的かつ限定的に行われなければならない。

(3) 「当該実施機関の内部において利用」とは、例えば、市長部局のA課が保有する個人情報を同じ市長部局であるB課の事務のために使用する場合をいう。

めには同号を適用することはできない。公益上『特に』必要な場合に適用することができるものであることから、適用に当たっては、提供する個人情報の使用の目的及び効果、提供される者の権利及び利益の保護等を勘案して慎重に検討すること。その際、事例集を十分に読み込んだ上で、参考とすること。

また、事務を開始するためには、あらかじめ審査会の承認を得る必要があることから、事務の開始予定日の最低3月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。）総務課と協議すること。

● 外部提供の場合は、協議に当たり、次の事項が分かる資料を準備すること。

特に重要な事項

- 提供の相手方の使用目的
- 提供の相手方の使用による効果
- 提供される予定の者の権利及び利益を考慮した上で、
 - ・ 本人の同意を得ない理由
 - ・ 目的を達成するための他の手段の検討結果
- 事例集に類似する事務が掲載されているか、全くの新規事例なのか。
- 上記の事項を慎重に検討した上で、の公益上特に必要があることを認める理由

その他の重要な事項

- 提供する個人情報の内容（住所、氏名及び電話番号の提供など、詳細な項目）
- 提供する個人情報の抽出方法
- 提供方法（紙に記載された個人情報を手渡し、個人情報のデジタルデータをUSBメモリーに複製して手渡しなど）
- 提供の相手方の必要性
- 提供の相手方の使用方法
- 提供の相手方の保管方法
- 提供の相手方の使用終了後の取扱い（廃棄、返却などの方法及び廃棄等により保管されなくなったことの確認方法）

(4) 「当該実施機関の以外のものに提供」とは、実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を使用させるため提供することをいう。例えば、国の行政機関、裁判所、他の地方公共団体等に提供する場合ももとより、本市内部の他の実施機関に提供する場合を含む（本市内部の他の実施機関に提供する場合には、実施機関が設置している附属機関に提供する場合も含むものとする。）。

第1号

(1) 「法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示」とは、第7条第2項第1号と同義である。

(2) 「法令等の定めがあるとき」とは、法令等で個人情報を目的外に利用し、又は提供できることを明文で定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的からみて、実施機関に裁量があり、目的外に個人情報を利用し、又は提供することができるものと解されるものも含む。

第2号

「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意がある場合のほか、個人情報を目的外に利用し、又は提供することについて、客観的に本人の同意があったとみなし得る場合も含む。

第3号

「出版、報道等により公にされているとき」とは、出版物、新聞、テレビ、ラジオ、講演会等により、不特定多数の者が取得し、知り得る状態にあるものをいう。特定の範囲にのみ配付されている情報は、「公にされている」とはいえない。

第4号

「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない」とは、地震、火災等の災害や犯罪、事故等の危険から個人を守る場合であって、時間的余裕がなく、個人情報を目的外に利用又は提供する以外に適当な手段がないことをいう。災害等に備えて、あらかじめ提供しておくような情報は、本号に該当しない。

第5号

第1号から第4号までに該当しない場合であっても、公益上特に必要があるときには、個人情報を目的外に利用し、又は提供することができるものであるが、この場合は、第3項又は第4項の規定により、あらか

- 提供する個人情報の抽出から提供、使用及び保管、廃棄又は返却までの一連の流れ
- 条例第5条の2の規定に基づく提供の対象となる者の自己情報コントロール権を保障するための措置の時期

じめ審査会の意見を聴くこと(市の内部で利用し、又は提供するとき。)のいずれかの手続が義務付けられている。

なお、実施機関が設置する附属機関において、個人情報の提供を受ける場合についても同様に、本号の規定による提供を受ける場合は、いずれかの手続を義務付けるものとする(附属機関が個人情報の提供を受ける場合、附属機関を設置する実施機関を実施機関とする。)

第2項

(1) 本項は、第1項各号に該当する場合においても、個人情報の目的外利用又は提供に当たっては、当該個人や第三者の権利利益を不当に侵害することのないように、適正に行わなければならないことを定めたものである。

(2) 「第三者の権利利益を不当に侵害する」場合とは、例えば、第三者が実施機関に提供したある個人情報について、実施機関が他の機関に提供することが当該第三者(情報を提供した者)の権利利益を侵害することになると考えられる場合等がある。

第3項

「実施機関以外のもの」とは、第2条第1項に列举する実施機関以外のものであり、具体的には、国、他の地方公共団体、民間の法人その他の団体及び個人をいう。

第4項

(1) 本項は、第1項第5号の規定に基づいて個人情報を目的外に当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供した場合には、審査会に報告しなければならないことを定めたものである。

(2) 「当該実施機関の内部において利用」とは、第1項の場合と同様である。

(3) 「他の実施機関に提供」とは、例えば、市長部局のA課が保有する個人情報を、行政委員会のB課の目的のために提供することをいう。

(4) 「報告」とは、目的外の利用又は提供を行った実施機関が、その旨を審査会に報告する手続をいうが、この手続は、保有する個人情報を適正に管理し、保護する観点から、個人情報を提供した実施機関(提供元の課等)において行うものである。

【事例】

- (1) 法律の規定に基づき、個人情報を利用又は提供する例(第9条第1項第1号関係)
 - ア 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づく捜査資料の照会に対して回答するとき。
 - イ 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和50年法律第34号)第12条に基づく未払賃金の立替払事業の運用に関する調査に回答するとき(回答しないとき又は虚偽の報告をしたとき等は、同法第19条第1項第2号の規定により罰則が設けられている。)
 - ウ 会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第3号による会計検査の際、同法第24条に基づき関係書類を提出するとき。
- (2) 公益上の必要性により、個人情報を利用又は提供する例(第9条第1項第5号関係)
 - ア 目的外に利用することが真に市民の利益に寄与するとき。
 - イ 他の手段により情報を収集することにより、本人への過度の負担を与えたり、業務の遅延等により市民に迷惑を掛けるおそれがあるとき。
 - ウ 各種料金収納のため口座振替を行う場合に、徴収等に関する情報を収納取扱金融機関に提供するとき。

【運用】

○ 住民基本台帳の内部利用について

(1) 住民基本台帳の目的

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)は、住民基本台帳について、住民の利便を増進するとともに、国と地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とし、

- ア 市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎(各種の行政処理の基礎)とするものである。
- イ 住民の住所に関する届出等の簡素化を図るものである。
- ウ 住民に関する記録を正確かつ統一的に行うためのものである。

と定めている(住民基本台帳法第1条)。

各種の事務処理の基礎とするために住民基本台帳に関する情報を利用する場合や、市民からの届出の簡素化など住民の利便性を向上させるものである場合、市内部の省力化、効率化が図れるものである場合など

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、目的外のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を目的外のために当該実施機関の内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

【摘要】

特定個人情報の目的外の利用は、本人の同意があっても、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限られる。

本条は、番号法の趣旨に基づき規定したものであり、国の行政機関における特定個人情報の目的外利用も本条と同様の規定となっている。個人情報保護委員会に具体的な事例を確認したが、想定されないとのことである。

市としても、具体的な事例は想定できず、適用はないと考えられるが、

は住民基本台帳法の目的内の利用と考える。

(2) 内部利用の際の手續

住民基本台帳法の目的に合致する内部での利用は、条例第9条の目的外の利用には該当しないと考えるが、利用に際しては定められた利用の手續を準用することとする。

(注意)住民基本台帳を利用したアンケートは目的外の利用であり条例第9条第1項第5号に該当すると考える。

○ 実施機関以外のものに目的外に提供する場合で審査会に報告を行う場合

「住民基本台帳を基にして、住所、氏名、年齢及び性別を記載した訪問先一覧表を委託業者に提供し、無記名で回答してもらう訪問調査」

適用をする事例があれば、あらかじめ審査会の意見を聴き、または、緊急のときは、適用後に審査会に報告し、判断の妥当性を検証することとする。このため、本条の適用を検討するときは、直ちに総務課に相談すること。また、緊急に本条を適用した場合は、遅滞なく総務課に報告すること。

(提供先への措置の要求等)

第10条 実施機関は、第9条第1項ただし書の規定により個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を目的外のために実施機関以外のものに提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うための必要な措置を講ずることを求めなければならない。

【摘要】

個人情報を、取り扱う事務の目的以外の目的のために市の外部に提供する場合には、提供の相手方に対し、次の事項を求めることを原則とする。

- 使用目的を限定
- 使用方法を限定(取扱者の限定、複写等の禁止など)
- 保管方法を限定(鍵のかかるロッカーに保管や、データであれば担当者のみ知り得るパスワードによるロックなど)
- 使用終了後の措置及び市への報告(使用終了後は、遅滞なく、廃棄若しくは消去又は返却をさせる。)
⇒ 廃棄又は消去の場合は、その年月日、方法並びに担当者及び責任者の役職及び氏名を記載した書面の提出を受けること。

(提供先への措置の要求等)

第10条 実施機関は、第9条第1項ただし書の規定により個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を目的外のために実施機関以外のものに提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うための必要な措置を講ずることを求めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合に、提供先に対し当該個人情報に係る使用の制限を付し、又はその適正な取扱いを求めなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- (1) 個人情報の提供先が実施機関以外のものであるときには、当該提供先においては、この条例の規定による保護措置が適用されないことから、その適正な取扱いを確保するため、当該提供先に対して必要な保護措置を講ずることを求めるものである。
- (2) 「実施機関以外のもの」とは、第9条第2項と同義である。
- (3) 「必要があると認めるとき」とは、提供先、提供する個人情報の内容、提供形態及び提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいう。
- (4) 「適正に取り扱うための必要な措置」とは、例えば、提供される個人情報の保護に関する内部規程の整備、従事者への指導の徹底、電子計算機処理による場合のアクセス制限などが考えられる。

【運用】

本市外部への電子計算組織に係るデータの提供について

- 1 業務主管部のデータ保護管理者は、野田市以外のものにデータ又は

プログラムを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定め又は市長が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
 - (2) 事務の目的を達成するため必要があると認められるとき。
 - (3) データ又はプログラムの保護上支障がないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、個人情報に係るデータの提供(条例第9条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的での野田市以外のものへの提供に限る。)については、同項の規定によるものとする。
- 3 第1項第3号又は条例第9条第1項各号に掲げる事由により、データ又はプログラムの提供を受けようとするものがあるときは、当該データ又はプログラムを所管する業務主管部のデータ保護管理者は、必要に応じて、申出書を提出させるものとする。
- 4 第1項各号又は条例第9条第1項各号に掲げる事由により、野田市以外ものに個人情報又は職員情報に係るデータを提供しようとするときは、データ保護管理者は、総括データ保護管理者と協議する。
総括データ保護管理者及び当該データ保護管理者は、同項第5号に掲げる事由により野田市以外のものに個人情報に係るデータを提供するときは、同条第3項の規定による審査会の意見を尊重しなければならない。
- 5 前項の規定による協議が整ったときは、総括データ保護管理者は、データ保護管理者に通知しなければならない。
- 6 第3項の規定により申出書の提出を受けたとき(前項の規定による通知を受けた場合にあつては、当該通知を受けたとき)は、データ保護管理者は、第3項の規定により提出された申出書に係るデータ又はプログラムの提供の可否について、当該データ又はプログラムの提供を受けようとするものに通知しなければならない。
- 7 第1項第2号若しくは第3号又は条例第9条第1項各号に掲げる事由により、野田市以外のものにデータ又はプログラムの提供をするときは、データ保護管理者は、必要に応じて、データ又はプログラムの提供を受けようとするものとデータ又はプログラムの適正な取扱いに関する書面を取り交わすものとする。

8 前項の書面には、データ又はプログラムの内容、使用目的、提供方法その他総括データ保護管理者が定める事項を明記しなければならない。

9 第1項各号又は条例第9条第1項各号に掲げる事由により、野田市以外のものにデータ又はプログラムを提供するときは、業務主管課のデータ保護責任者は、当該データ又はプログラムの授受等について記録しなければならない。

書面に記載する事項

- (1) データの秘密保持に関する事項
- (2) データの指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) データの複写及び複製の禁止に関する事項
- (4) データの管理状況の検査に関する事項
- (5) データの受払い及び搬送に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) データの保管に関する事項
- (8) データの返還又は廃棄に関する事項
- (9) その他必要な事項

※ 第11条の電子計算機処理の制限は廃止する。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機による処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認める場合であって、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものであると認めるとき。

2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のもの

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

と電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

【摘要】

個人情報の漏えいや改ざんを防止するため、市の電子計算機は、実施機関以外のもの（市の外部）の電子計算機と接続してはならない。

○ 次の場合は、実施機関以外のものとの電子計算機の結合に該当しないが、個人情報を保護するための措置について、あらかじめ行政管理課と協議すること。

・実施機関が庁舎内に設置したサーバーと、実施機関が事業者の施設内に設置したりリモート保守用の電子計算機とを接続する場合
⇒ 実施機関以外のものの電子計算機との接続はないため。

・事業者のサーバーに専用回線サービスでつなぎ、当該サーバー内に野田市の情報のみを扱う環境を実現する場合
⇒ 実質的に実施機関以外のものの電子計算機との接続とはならないため。

○ 法令等の定めや従う義務のある国等の指示により実施機関以外のものの電子計算機と接続する場合であっても、個人情報を保護するための措置について、あらかじめ行政管理課と協議すること。

◎ 法令等の定めや従う義務のある国等の指示以外で実施機関以外のものの電子計算機と接続をする場合には、その接続に、公益上特に必要があると認めるだけでなく、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものであると認めるときに限られる。極めて例外的な接続であり、あらかじめ審査会の承認を得る必要があることから、契約等の手続を終える予定日の最低3月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。）行政管理課及び総務課と協議すること。

（事務の委託等に伴う措置）

【趣旨】

本条は、実施機関以外のものと電子計算機の結合により個人情報を処理することは、個人情報保護の観点から慎重な取扱いを要するため、原則として禁止するとともに、その例外について定めたものである。

【解釈】

第1項

(1) 「実施機関以外」とは、国、他の地方公共団体、本市の外部団体など本市以外の機関等をいう。本市内部のオンライン(庁内LAN)については、本市の全ての機関がこの条例の規定による個人情報の保護を義務付けられていることから、本項の対象としない。

(2) 「通信回線その他の方法」とは、通信回線、電話回線、専用回線、無線その他の方式による結合をいう。

(3) 「電子計算機の結合」とは、通信回線その他の方法による外部システムの結合をいう。

第1号

(1) 「法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示」とは、第7条第2項第1号と同義である。

(2) 「法令等の定めがあるとき」とは、法令等に、単に個人情報の提供の根拠規定があるだけでなく、電子計算機の結合を明文で定めている場合をいう。

第2号

法令等に定めがない場合であっても、公益上特に必要があるときには、電子計算機の結合をすることができるものであるが、この場合は、第2項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならないものである。

第2項

「あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない」とは、電子計算機の結合によって、個人の権利利益を侵害するおそれが生じないように、事前に審査会の意見を聴き、その了承を得なければ電子計算機の結合をしてはならないことをいう。

（事務の委託等に伴う措置）

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、前項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により新たに委託をしたときは、当該個人情報を保護するために講じた必要な措置について、審査会に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

【摘要】

個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、契約書に個人情報に関する特記事項を付し、個人情報を保護するための必要な措置を講ずること。

委託をしても、委託を受けた者に責任が移行するわけではなく、責任は実施機関にあるため、個人情報を保護するために必要な措置の実施状況を確認し、遵守させること。

⇒ 条例第6条の届出について、事務の全てを委託する場合や指定管理者による管理の場合であっても、当然、実施機関に届出義務があるため、漏れがないよう注意すること。

◎ 様々な個人情報を取り扱うこともある公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ審査会の承認を得る必要があるので注意すること。

○ 契約書の特記事項については、管財課(指定管理協定における特記事項は行政管理課)が示す雛形に記載する事項は全て網羅すること。

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の個人情報を取り扱う事務のうち電子計算機処理が行われるものを新たに実施機関以外のものに委託しようとするときは、同項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

3 実施機関は、前項の規定により審査会の意見を聴いた場合を除き、第1項の規定により新たに委託をしたときは、当該個人情報を保護するために講じた必要な措置について、審査会に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、実施機関が、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する場合には、個人情報の保護のための必要な措置を講ずる義務があることを定めるとともに、当該保護措置について、あらかじめ審査会の意見を聴き、又は、事後に審査会に報告しなければならない旨を定めたものである。

【解釈】

(1) 「個人情報を取り扱う事務の委託」とは、当該委託の実施によって、受託者が個人情報を取り扱うこととなる全ての場合をいう。本条の対象となる委託の形態は、次のようなものがある。

ア 実施機関が保有する個人情報を、受託者に引き渡して処理させるもの

イ 個人情報は引き渡さないが、受託者から要員等の派遣を受けて処理するもの

ウ 個人情報の収集から処理までを受託者が行い、実施機関が成果物を受け取るもの

エ 市民利用施設の管理運営委託のように、委託業務の中で個人情報を取り扱うことが予定されるもの

※ 指定管理協定では、指定管理業務に係る個人情報の本人開示請求等への対応についても明記する。

※ 管財課及び行政管理課は、雛形を作成し、又はその内容を変更するときは、総務課と協議すること。

(2) 「実施機関以外のもの」とは、本市の外郭団体、民間企業など、本市以外の法人その他の団体及び個人をいう。

(3) 「当該個人情報を保護するための必要な措置」とは、実施機関が委託先を選定する際に行う措置や、委託契約書に個人情報保護に関する必要事項を明記して受託者に責務を課すなどの措置をいう。

ア 実施機関が事前に行う措置等

(ア) 委託先の個人情報の保護に関する管理体制の調査

(イ) 委託先における個人情報の使用目的及び使用範囲の明確化

(ウ) 必要に応じて、委託先における個人情報の管理状況の調査等

イ 委託契約書に明記すべき事項

(ア) 秘密の保持に関する事項

(イ) 再委託の禁止又は制限に関する事項

(ウ) 目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項

(エ) 複写及び複製の禁止に関する事項

(オ) 事故発生時における報告義務に関する事項

(カ) 立入検査等に関する事項

(キ) 提供資料の返還義務に関する事項

(ク) 契約解除の権利及び損害賠償の義務に関する事項

(ケ) その他個人情報の保護に関する事項

第2項

(1) 本項は、電子計算機処理による個人情報を取り扱う事務を新たに委託しようとする場合には、当該個人情報の保護措置について、あらかじめ、審査会の意見を聴くことを義務付けたものである。

本項の対象となる「電子計算機処理」とあるが、第11条第1項に規定する電子計算機処理と同義である。

(2) 「新たに委託」とは、新規に委託する場合のほか、委託の内容、委託する個人情報の範囲、委託先等を変更する場合を含む。

(3) 「あらかじめ」とは、委託契約の締結前をいう。

第3項

(1) 本項は、電子計算機処理以外の処理形態(マニュアル処理)による個人情報を取り扱う事務を委託した場合には、当該個人情報の保護のために講じた措置について、委託の実施後に審査会に報告することを義務付けたものである。

(2) 「審査会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べるができる」とは、事務の委託によって実施機関以外のものが個人情報を取り扱うことになることから、実施機関が講じた個人情報の保護措置について審査会に報告するだけでなく、審査会が意見を述べるができることを定めたものである。

【事例】

個人情報を取り扱う事務の委託の例

- (1) 電子計算機の入力の委託(入力には、要員派遣を受けて受付事務等を委託する中での入力等を含む。)
- (2) 通知書等の封入及び発送の委託
- (3) アンケート調査の実施の委託
- (4) 名簿等の作成及び印刷の委託
- (5) 市民利用施設の管理運営の委託

【運用】

病歴及び心身障がいに関する個人情報を委託作業により入力する場合の原則

「病歴及び心身障がいに関する個人情報を委託処理する」場合は、より厳重な保護措置が必要となる。

委託契約書を締結する際に個人情報の保護について明記するほか、次の原則に基づき委託するものとする。

- (1) 原則を適用する場合

病歴及び心身障がいに関する個人情報を委託作業により入力する場合

(注意)

- ア 原則を適用する場合

各部などで起こした氏名を含んだ入力票及び氏名が印字されたターンアラウンド帳票を委託先に渡し、パンチ入力を依頼する場合

イ 行政管理課を通してパンチ委託するものも対象とする。

- ウ 原則を適用しない場合

(ア) 入力票に氏名がなく、記号、数字のパンチのみを依頼する場合

(イ) 入力とプリントアウトを委託する場合

- (2) 原則

(受託者等の義務等)

第14条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者(その者から当該委託に係る事務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項において同じ。)及び指定管理者(その者から当該管理に係る事務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項において同じ。)は、前条第1項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が行う当該委託に係る事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された者(以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、

上記アの場合には、プライバシー保護のため、原則として次に例示するような方法を取ることとする。

ア 入力帳票に、標題を含め個人のセンシティブ情報(病歴、病名、障害、障害の程度等)が、表示されないようにする。

イ アによることができない場合は、次の方法によることとする。

(ア) パンチャーを本市の事務室又は会議室などに派遣し、入力票を本市の外に持ち出すことができないようにする。

(イ) (ア)によることができない場合は、委託先に本市職員を派遣し、入力作業に立ち会う。

(注意)

対象となる個人情報に関し、入力帳票を作成又は変更する場合は、事前に総務課と協議すること。

(受託者等の義務等)

第14条 個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者及び指定管理者は、前条第1項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報を漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

又は不当な目的に使用してはならない。

【摘要】

個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者（再委託を受けた者を含む。）及び指定管理者は、市の事務を行うものであるから、契約書の特記事項又は協定により義務付けられた個人情報を保護するために必要な措置を講ずることは当然のことであり、それに加えて、日頃から全社員（市の事務に従事しない者を含む。）に対して、個人情報に関する研修や啓発を実施するなど、自主的な取組を求めるものである。

また、委託事務及び指定管理業務に従事する者並びに派遣労働者は、市の事務を行うものであるから、守秘義務を課すものである。

【趣旨】

本条は、実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者並びに指定管理者及び受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者受託事務に従事する者に課せられる義務について定めたものである。

【解釈】

市の事務において取り扱う個人情報の保護措置について、実施機関が直接個人情報を取り扱う場合と、当該事務の委託により実施機関以外の者が取り扱う場合とで差異が生じてはならない。そこで、実施機関から事務を受託した者並びに指定管理者及び受託事務に従事する者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者受託事務に従事する者についても、当該受託事務の履行に際しては、実施機関及び実施機関の職員と同様に、適正な個人情報の取扱いを義務付けられるものである。